

(スリランカ現大統領 (当時、セイロン大蔵大臣) Mr. J. R. Jayewardene 氏が 1951 年 9 月 6 日サンフランシスコにおける日本との平和条約締結調印会議で行った歴史的スピーチ)

日本との講和条約

副大統領閣下及び友人の皆様

平和条約草案の承認の為にお集まりの 51 か国の方々を前に、セイロン政府の見解を述べる機会を与えて戴いた事は非常に光栄な事と存じます。

私の申し上げる事は、この条約を承認するその理由とこの条約に対して挙げられる批判的な部分に應える内容も含みます。私は、セイロン政府の代表としてのみしか語る事が出来ないのが実情ですが、日本の将来に対して、アジアの人々の一般的に持つ感情を、声を大にして述べる事ができる、と確信します。私は、条約の最終草案を仕上げるまでの経緯について言及する必要はありません。米国代表のダレス閣下及び英国代表ケネス・ヤンガー閣下が 1945 年 8 月の日本の降伏から始まり、十分な公平な報告をされました。しかし、この条約の草案にあたっては、四大強国の間に深刻な意見の対立があった、と聞きました。ソ連は、四大強国のみ——即ち、米国、英国、中国、ソ連——が、草案に参加すべきであり、たとえ、他のいかなる国が条約草案の参加に許された、としても拒否権が与えられるべきである、と主張しました。

英国はその自治領の国々も相談されるべき、と主張し、米国はそれに同意しました。この両国は、又、反日参加したすべての国々と相談すべき、と言う立場を支持しました。

これらの国の中でも、種々の思惑の中で、生まれる条約の実際の条件については、意見の隔たりがありました。——ある国は日本の新たな軍隊の台頭を恐れ、ある国は日本の侵略により生じた被害と恐怖が忘れられない——と言ったものです。

私は敢えて申し上げますが、完全に独立した日本と言う概念が、最初に立案がされたのは、1950年の英連邦外相のコロンボ会議であった事です。コロンボ会議では、日本を孤立したケースでは無く、世界の中でも富と人口の多くを占め、ごく最近自由を獲得した、とは言え、長期に亘り、数世紀に

亘る無視された結果として苦しんでいる南アジア及び東南アジアとして知られる地域の一部として、見做されたのでした。二つの考え方が、この会議から出されました。――1つは、日本を完全に独立させる、と言う事と、もう1つは、南アジア、及び東南アジアの人々の経済及び社会の発展の実現であり、世にコロンボ計画として知られる計画を実現して行く、と言う事でした。

ケネス・ヤンガー閣下は、会議の後、英連邦上部実行委員会で条約草案を作成し、その後、米国代表、ダレス閣下にご相談されました。

皆様の前にあるのは、このような相談と検討の結果なのです。それは、我が政府の見解を反映させているのもあり、そうで無いものもあります。私は敢えて申し上げますが、お手にしているものは、日本の平和を真に願って議論した大部分の国々によって得られた、現段階の共通合意を反映したものである事です。

アジアの国々、セイロン、インド、及びパキスタンの主要な考え方は、日本を自由にすべきである、と言う事です。条約はその考え方を全体的に良く表している、と敢えて申し上げます。日本の自由が外的にどこまで、とするのか、と言う別の問題もあります。――本州、北海道、九州、及び四国に限定するのか、いくつかの近辺の小さな諸島まで拡張するのか？です。そうで無いとしたら、これらの諸島を我々は、どうすべきなのか？台湾は1945年のカイロ宣言に従って、中国に返還すべきか？もしそうなら、どちらの中国政府へ？中国を講和会議に呼ぶべきか？もしそうなら、どちらの政府を？日本から賠償金を取るべきか？もしそうなら、どの位の額を？日本が自ら防衛力を作るまでは、どうして自国を守るのか？

日本を自由にする、と言う主要問題は、我々は究極的に賛同するし、その同意は、条約に良く反映されています。別な問題として、著しい意見の相違があり、条約中の主な問題点として留意する、と取り上げました。我が政府は、もし、この問題が種々異なった問題を種々異なる見解が出されるとしたら、それは、好ましい事と考えますが、大多数が我々に同意しない、と言う事で持って、日本が自由で独立した日本を目指すと言う中核概念を含む条締結の妨げになってはいけない、と思います。

私が先に申し上げた関連問題は、日本が自由になる事で、解決できる、と感じます。自由な日本は、例えば国連を通じて、

世界の他の自由な国とこれらの問題を議論し、早期に満足を
得る決定をすることが出来ます。この条約にサインする事によ
り、日本がそういう事が出来る立場にさせる事が出来るの
であり、又、日本が望むなら中国政府との友好条約の締結す
る事が出来るし、インドとの平和・友好条約も出来る事にな
る、と言う事は我々にとっても大変嬉しい事です。もし、こ
の条約にサインしなかったら、これらが何も実行されない事
になります。

何故、アジアの人々は、日本が自由になるべきだ、と思うの
か？それは、日本だけが、アジア諸国の中で、唯一強国で、
自由であり、我々は日本を守護者として、友人として、見上
げていた時の、長期に亘る日本との結びつきがあり、日本に
対して抱く深い敬意があるからであります。先の戦争で起き
た事象を思いだせませんが、大東亜共栄圏をスローガンとして
挙げた時、共鳴する人々にアピールし、ビルマ、インド、
そしてインドネシアの指導者の中には、彼らが愛する祖国が
自由になる事に期待を抱いて、呼応した人々もいたのです。
我々、セイロンは幸運にも侵略されませんでした。空襲によ
る被害、東南アジア隊のおびただしい軍隊の駐留による被
害、又、我が国の主要生産物であり、連合国に対して唯一の
供給者となる、天然ゴムに対する大量採取による被害は、当
然、賠償されて然るべきであります。しかし我々は、それを
実行する意図はありません、何故なら、アジアに住む数百万
人の人々の命を高めた大導師、お釈迦様の言葉「憎しみは、
憎しみによって消えず、愛のみによって消える」を信ずる
からです。それは仏、大導師、仏教の教祖の言葉で、東南
アジアから、ビルマ、ラオス、カンボディア、タイ、インド
ネシア、セイロンと人道主義の波は拡がって行き、更に、北
進し、ヒマラヤから、チベット、中国と入り、最後に日本に
到達し、それは我々を数百年に亘り、我々を共通の教養と伝
統で結びつけて来たのです。

その共通文化は、先週日本に会議に出席する為に行った時に、
私が見出したように、いまだに存在しているのです。そして、
一般の市民と同様、日本の指導者達や知事達、寺院の僧侶達
から、私は日本の一般の人達は、大導師の平和の教えにい
まだに影響され、それに従う事を願っています。我々は、彼
らにその機会を与えねばなりません。

だからこそ、日本の自由は制限されるべきである、と言うソ
連の意見に同意する事は出来ません。ソ連が日本に課したい、
と思っている制限、自由な国が当然持つ、防衛力を維持する

日本の権利に対する制限及びソ連が主張する他の制限は、この条約をご出席の大多数の代表者のみならず、この条約以上の事を望んでいたインドなど、会議に出席出来なかった国に対しても、この条約を受け入れられない、とするものです。もし、ソ連が沖縄と小笠原諸島をカイロ及びポツダム宣言に反して日本に返換されるべき、と再主張するならば、クリル諸島と同様、南樺太も又、日本に返換するべきでは無いでしょうか？

ソ連の修正条項も興味のある所ですが、日本の人々に確保しようとする基本的な自由、報道の自由、宗教の自由、政府意見と公共の会議の自由の保証求めているもの、——これらは、ソ連の人々が、真に持ちたいと思っている自由です。何故、我々はソ連の申し出た修正条項に同意出来ないか、と言うと、この条約は、日本に主権、平等と尊厳を取り戻させるものであり、もし、それらを制約条件とともに、与えれば、不可能になってしまいます。この条約の目的は、それゆえ、日本の復活に何の条件もつけず、日本が外部からの侵略及び内部からの反乱から守る為に、自らの防衛の為に軍隊を保有する事、及び日本がそれを実行するまで、友好国から援助を求めやすくする為に、賠償金を取り、経済に害を与えないようにする事を確認するものであります。

この条約は、敗戦国には極めて寛大なものです。我々は、日本に対して、友好の手を差し伸べましょう、そして、この人類の歴史の章を閉じるにあたり、今日書いている最後の頁に、そして新しい歴史の始まりに、明日書く第1頁が、平和と繁栄の中に人類の生命の十分な威厳を享樂するものになる事を祈念します。